

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本 題】企業型確定拠出年金制度における中途退職者の自動移換について P1

【コラム】住所変更と確定給付企業年金規約の関係について P7

企業型確定拠出年金制度における中途退職者の自動移換について

1. はじめに

企業型確定拠出年金制度（以下「企業型 DC」という）は、高齢期の所得確保のために資産を形成する自主的な努力を支援することが目的です。雇用の流動化がすすむ日本において離転職によって企業型 DC の加入者がその資格を喪失した場合は、自身の年金資産を持ち運ぶ手続きを行うことで資産の形成を継続することができる、いわゆる資産のポータビリティ機能を特徴としています。

一方、離転職時に自身の年金資産を持ち運ぶ手続きを企業型 DC の加入者が実施しない場合は、国民年金基金連合会に自動的に年金資産が移換されます。これを『自動移換』と言い、2001 年 10 月の確定拠出年金法（以下「DC 法」という）施行以降増加の一途を辿り、2023 年（令和 5 年）3 月において、対象となる自動移換者数は約 118 万人、その資産額は約 2,820 億円の規模となっています。

企業型 DC が高齢期の所得確保の手段として有効に機能し定着していくためには、自動移換者の減少が必要であるとして、2007 年には国民年金基金連合会において『自動移換者問題関係者連絡協議会』が設置され、2023 年にも厚生労働省 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会において引き続き協議される等、長年にわたり課題となっています。本号では、この『自動移換』について説明します。

2. 自動移換について

(1) 自動移換者数の推移

＜図表 1＞のとおり、自動移換者数は 2023 年 3 月末時点では 118 万人、企業型 DC 加入者数は 805 万人で両者とも＜図表 2＞のとおり右肩上がりの増加傾向にあることが分かります。

自動移換者数（①）を企業型 DC 加入者数（②）で除した割合は（③）、10 年間で 8%から 15%と増加し、自動移換者数が企業型 DC 加入者数の割合以上に増加し続けていることが伺えます。

＜図表 1＞自動移換者数と企業型DC加入者の推移

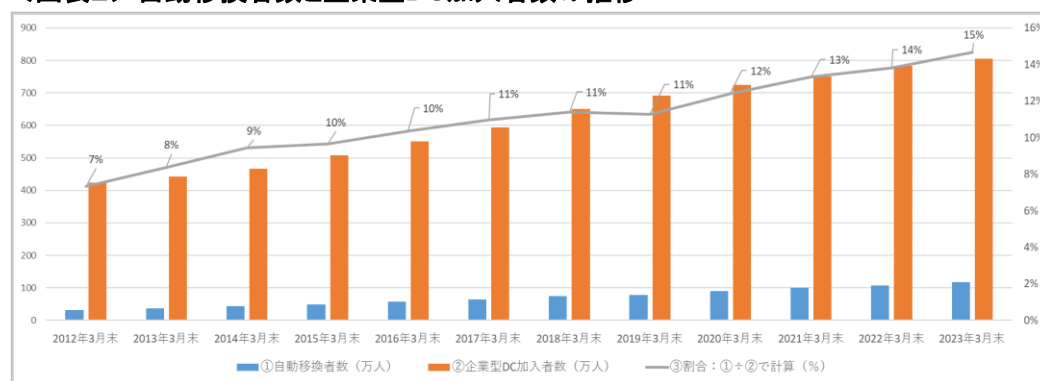
	2012年3月末	2013年3月末	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末
①自動移換者数（万人）	31	37	44	49	57	65
②企業型DC加入者数（万人）	423	442	466	508	550	593
③割合：①÷②で計算（％）	7%	8%	9%	10%	10%	11%

	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
①自動移換者数（万人）	74	78	90	100	108	118
②企業型DC加入者数（万人）	650	691	725	750	782	805
③割合：①÷②で計算（％）	11%	11%	12%	13%	14%	15%

（出所）運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2023 年 3 月末）」と国民年金基金連合会

「iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度の概況（2023 年 3 月末）」を基に当社にて作成

＜図表2＞自動移換者数と企業型DC加入者数の推移



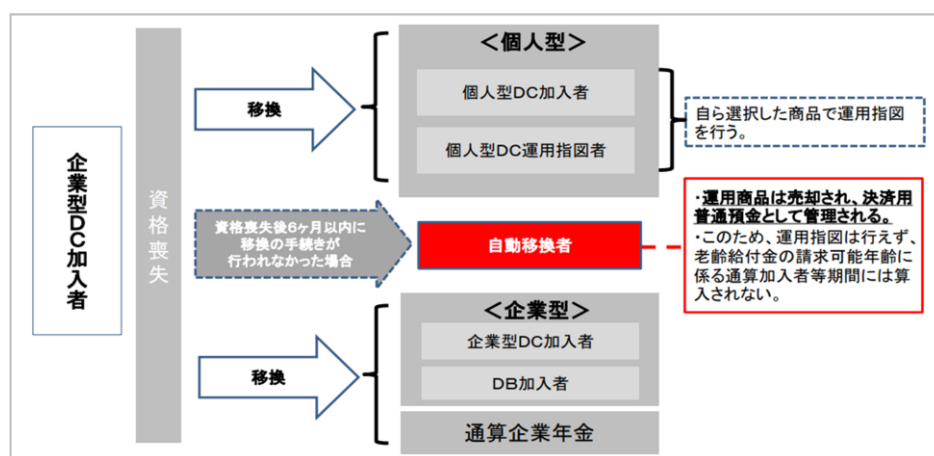
(出所)＜図表1＞を基に当社にて作成

(2) 自動移換の定義

自動移換を規定する DC 法第 83 条では自動移換という言葉そのものは記載されていませんが、自動移換とは『企業型年金加入者が、資格喪失後 6 ヶ月以内に、他の企業型年金、個人型年金、確定給付企業年金または企業年金連合会への個人別管理資産の移換を行わず、かつ脱退一時金の請求手続きも行わない場合に、個人別管理資産が国民年金基金連合会に自動的に移換されること』（企業年金連合会 用語集から抜粋）を指します。

イメージとしては＜図表3＞のとおりで、企業型 DC の加入者がその資格を喪失した後に自身の年金資産（＝個人別管理資産）を他の制度へ移換（「持ち運び」「ポータビリティ」ともいいます）の手続きを 6 ヶ月以内に実施せずにいる場合に自動移換となります。

＜図表3＞自動移換の概要



(出所) 2023年10月 第28回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 資料から抜粋

(3) 自動移換の対象者と年金資産の有無

自動移換の対象者となるのは、企業型 DC の加入者が離転職等によりその資格を喪失した場合です。資格喪失年齢到達等によって運用指図者となった場合は除かれますが、企業型 DC の規約そのものが終了する場合は、加入者だけではなく運用指図者もその資格を喪失し自動移換の対象となります。

また、自動移換は年金資産を有することが前提となります。

そのため、自身の年金資産を他の制度に持ち運ばず、脱退一時金（運用指図者の場合は老齢給付金の一時的金）として全額を受け取るなどして資産が無くなれば自動移換は発生しません。

なお、自動移換時に事業主への返還金や手数料等が差し引かれ資産が無くなった場合でも国民年金基金連合会へ対象者の企業型 DC における掛金拠出期間等の記録は移換されます。

(4) 年金資産の移換（ポータビリティ）先

企業型 DC の加入者がその資格を喪失した場合の資産の移換先は＜図表4＞のとおりです。

転職先で企業型 DC の加入者になった場合は、その企業型 DC へ資産を移換でき、個人型確定拠出年金

制度（以下「iDeCo」という）に資産の移換ができます。2022 年5月には通算企業年金が追加されました。確定給付企業年金（DB）への資産移換も可能ですが、受け入れるDB規約に定めが必要です。自動移換は、企業型DC加入者がこれらの移換先へ資産を移換する手続きを実施せず6ヶ月が経過し、かつ後述の《自動移換前移換》が実施されない場合に発生します。

＜図表4＞私的年金制度における年金資産の移換（ポータビリティ）先

		離転職先で導入している制度、資産移換先の制度				
		確定給付企業年金 (DB)	企業型確定拠出年金 (企業型DC)	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	通算企業年金	中小企業退職金共済
離転職前に加入していた制度等	DB	● (DB/個人単位) ※2 ▲ (DB/制度移行) ※1 ※2	● (DB/個人単位) ▲ (DB/制度移行) ※1	●	●	▲ ※1 ※3
	企業型DC	● ※2	●	●	●	▲ ※3
	iDeCo	● ※2	●	－	×	×
	通算企業年金	● ※2	●	●	－	×
	中小企業退職金共済	▲ ※2 ※3	▲ ※3	×	×	●

●：個人の申出により移換、▲：事業主の手続きにより移換、－：対象外、×：移換不可
※1 離転職前等に加えていたDB規約の定めによる
※2 離転職先等で導入しているDB規約の定めによる
※3 合併等の場合に限る

(出所)2023年10月 第28回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 資料から抜粋

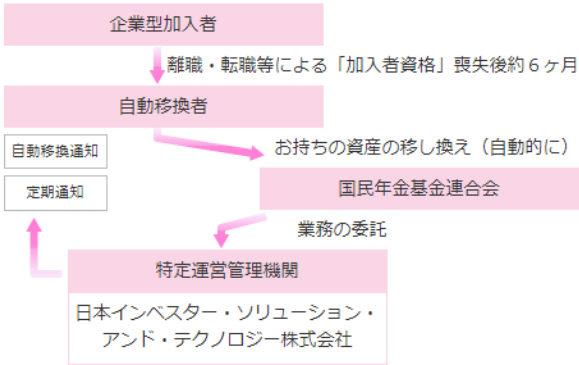
（5）自動移換の判定日

自動移換とならないためには、企業型DCの加入者資格喪失後『6ヶ月以内』に本人による移換手続きが必要です。実務上は自動移換の判定日は、資格喪失日の属する月の翌月から起算し6ヶ月後の月末日で判定されます。なお、実際に国民年金基金連合会へ資産が移換される日は、年金資産の運用商品の売却による現金化の手続き等を行うため自動移換の判定日より後になります。

（6）自動移換後の関係者

自動移換された後の関係者は、＜図表5＞のとおりです。国民年金基金連合会は、自動移換者の記録を管理する等の業務を日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社（JIS&T社）に特定運営管理機関として委託しており、同社が自動移換者からの問い合わせ窓口等の役割を担っています。自動移換後の通知も、国民年金基金連合会から委託を受けた同社から送付されます。

＜図表5＞自動移換後の関係者の図



(出所)JIS&T社 特定運営管理機関サイトから引用

(7) 自動移換の通知

自動移換されると、DC 法第 83 条第 2 項に基づき、自動移換元の企業型 DC の記録関連運営管理機関等から対象者本人の登録住所に通知されます。通知が不達の場合はホームページ等に電子公告されます。また、自動移換先の国民年金基金連合会から委託を受けた特定運営管理機関である JIS&T 社からも通知が行われます。

自動移換された後、年金資産が 0 円になるまでは国民年金基金連合会は年に 1 度、＜図表 6＞の「確定拠出年金に関する重要なお知らせ（定期通知）」を送付します。

通知には、今後の手続きの案内も同封され自動移換者に対し適切な手続きを勧奨しています。

＜図表 6＞「確定拠出年金に関する重要なお知らせ（定期通知）」

(今後の手続きに関する案内書面)

(出所)2023年10月 第28回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 資料から抜粋

3. 自動移換によるデメリット

(1) 自動移換者にとってのデメリット

自動移換者のデメリットには、以下のようなものが挙げられます。

- ① 自動移換される際に、それまでの運用商品は売却されるため資産の運用ができません。
- ② 運用の指図ができません（運用機会を逸します）。
- ③ 資産から管理手数料＜図表 7＞が差し引かれるため、資産額が減少します。なお、資産額が 0 円の場合は、手数料を資産から差し引きできないため発生しません。
- ④ 自動移換中は通算加入者等期間に算入されないため、老齢給付金の受給開始時期が遅れる可能性があります。

＜図表 7＞自動移換に係る手数料

手数料名称	金額	収納主体	手数料の用途
管理手数料（月額）	52円（月次） ※年額換算624円	特定運営管理機関	自動移換者原簿管理、手続勧奨文書送付等
新規自動移換時手数料	3,300円（回）	特定運営管理機関	自動移換者データの受入、移換通知書送付、入金管理等
	1,048円（回）	国民年金基金連合会	個人別管理資産の移受換、記録管理、手数料徴収等
企業型又は個人型への移換に係る手数料	1,100円（回）	特定運営管理機関	移換通知書の作成、振込指図、原簿の引継等

(出所)2023年10月 第28回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 資料から抜粋

(2) その他のデメリット

- ⑤ 自動移換された後に脱退一時金を請求する場合は、裁定手数料として 4,180 円が必要です。
- ⑥ 自動移換されたままだと、確定拠出年金の老齢給付金を一時金で受け取る際の退職所得控除を十分に利用できない可能性があります。退職所得控除の金額計算＜図表 8＞の“勤続年数”は確定拠出年金制度では“掛金拠出期間”で計算します。また、自動移換されたままだと、過去の掛金拠出期間は算入されません。特に年金資産額が 0 円の場合、国民年金基金連合会からの定期通知もされず、後述の《自動移換後移換》も実施されないため、その可能性が高くなります。

＜図表8＞退職所得控除の金額計算

勤続年数が20年以下	40万円×勤続年数 ただし、この額が80万円に満たない場合は80万円
勤続年数が20年超	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

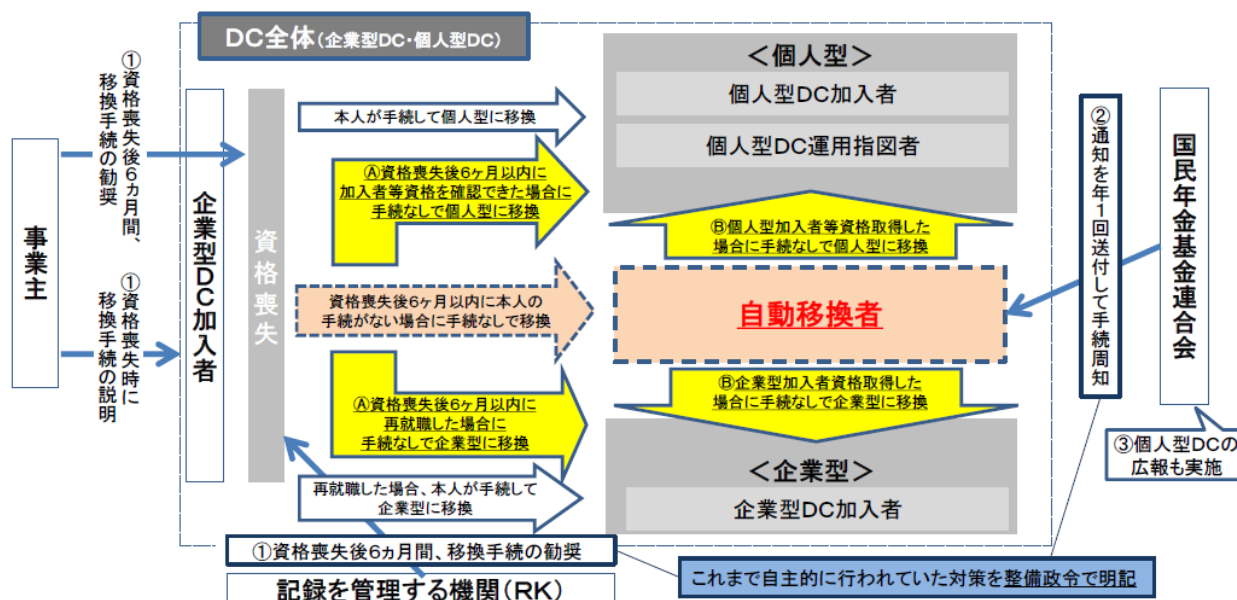
事業主側でも、⑦自動移換となった場合には事業主返還金が減少する可能性や、⑧資産残高に対する資産管理手数料等を事業主が負担する場合、自動移換されるまでの手数料の負担が挙げられます。

4. これまでの取り組み

自動移換の発生を防止し発生した後の削減の対応として、＜図表9＞に示すような①～③の対策が取られています（①、②の対策は自主的に行われた対策でしたが、2016年の確定拠出年金改正法の2018年5月施行分の整備政令に明記されました）。

- ① 厚生労働省は事業主及び記録関連運営管理機関に退職者への移換手続の説明・勧奨実施を指導
- ② 国民年金基金連合会は自動移換者に対して通知を年1回送付して手続周知
- ③ 国民年金基金連合会は個人型DC（iDeCo）の加入者範囲拡大により多くの退職者が個人型DC（iDeCo）に加入可能な旨を周知

＜図表9＞自動移換への取り組み



（出所）2023年10月 第28回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 資料から抜粋

2016年の確定拠出年金改正法の2018年5月施行分で整備された確定拠出年金制度間ポータビリティの規定に則り、＜図表9＞のとおり、「④資格喪失後6ヶ月以内に個人型DC（iDeCo）加入者等資格を確認できた場合に本人の手続なしで個人型DC（iDeCo）に資産を移換」、「④資格喪失後6ヶ月以内に再就職し、企業型DCの加入者となった場合に本人の手続なしで企業型DCに資産を移換」されるようになり、自動移換前に本人の手続きがなくとも自動移換の発生を未然に防ぐ対策が立てられました（これらを弊社では「自動移換前移換」と呼称しています）。

また、同時に「⑥個人型（iDeCo）加入者等資格取得した場合に手続なしで個人型（iDeCo）に資産移換」、「⑥企業型加入者資格取得した場合に本人の手続なしで企業型に資産を移換」されるようになり、自動移換後に本人の手続きがなくとも資産の移換が実施され、自動移換者が減少する対策が立てられました（これらを弊社では「自動移換後移換」と呼称しています）。

なお、自動移換前移換や自動移換後移換は、本人の手続きがなくとも資産が移換される対策ですが、企業型DCの加入者が資格を喪失した後に移換先となる企業型DCや個人型DC（iDeCo）の口座が必要であり、これらの口座を持たない場合はいずれも実施されません。

5. おわりに

2008年6月の国民年金基金連合会の自動移換者問題連絡協議会の資料において、自動移換の発生する要因や背景として、以下①～⑤が挙げられています。

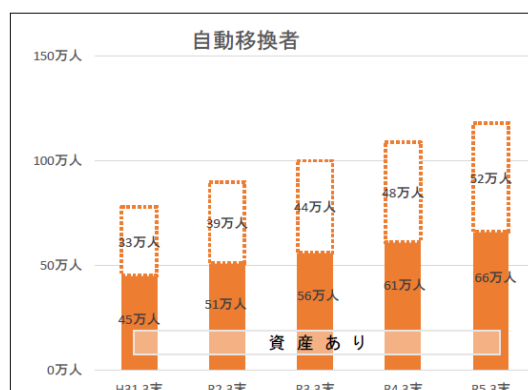
- ① 資産額が少額であり、手数料等により資産が0円となるので手続きは無駄
- ② 手続きが煩雑で面倒
- ② 自動移換の方が、個人型DC（iDeCo）より手数料が安い
- ③ 運用リスクを回避したい
- ⑤ 制度の仕組みについて知識がない、忘れている

これらの要因や背景を踏まえ、既述のような「4. これまでの取り組み」における対策が実施されましたが、2023年5月17日 第22回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の国民年金基金連合会の資料の記載によると、これまで各種の取り組みにも係わらず自動移換者の増加に歯止めはかからず、実務的な対策は限界で制度的な対応を検討すべきと要望されるに至っています。

また、＜図表10＞のとおり2023年3月末時点の自動移換者の118万人のうち約4割の52万人は資産額が0円、資産額0円以外の自動移換者のうち資産額25万円以下の方は約6割と報告されており、今後資産額が少額の自動移換者に対し制度的な対策が取られる可能性を示唆しているようにも思えます。

ほかにも、資格喪失後に企業型・個人型（iDeCo）のDC口座を持たず自動移換前移換や自動移換後移換も実施されない場合でも自動移換が発生しないようにするため企業型DC規約において移換先の個人型DC（iDeCo）プランをあらかじめ規定するいわゆるデフォルト・プランについても議論もされています。

＜図表10＞自動移換者の推移と資産額別の分布



移換資産額別の分布

（令和5年3月末）

移換資産額	0円	～250,000円	～500,000円	～1,000,000円	～2,000,000円	2,000,000円超	合計
正規移換者	1.1%	25.9%	15.8%	18.8%	15.5%	23.0%	100.0%
自動移換者（移換資産額0円を除く）	—	63.6%	15.7%	10.7%	5.9%	4.1%	100.0%
自動移換者（移換資産額0円を含む）	44.2%	35.5%	8.8%	6.0%	3.3%	2.3%	100.0%

（出所）2023年5月 第22回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料から抜粋

自動移換者のうち残高が0円の者については、自動移換後の定期通知は実施されないほか、本人の申し出がなくても資産が移換される「自動移換後移換」も実施されません。そのため、資産額0円の方の自動移換者数は、今後も増加してゆくものと思われます。ただし、資産額が0円であっても国民年金基金連合会は対象者の過去の掛金の拠出期間等の記録を管理していますので、確定拠出年金の加入者等になった後に移換手続きを本人が実施すれば、記録を移し『3. 自動移換によるデメリット（2）⑥』で挙げた退職所得控除を十分に活用できないといったデメリットを回避することが可能です。

自動移換の発生防止とその削減について制度的な対策の気運が高まっているように思われますが、現時点で有効な対策が予定されているわけではありません。そのため、自動移換について理解したうえで自動移換された資産や記録を持つDC加入者に対し継続的な啓蒙を行い、また資格喪失者に対しては自動移換によるデメリットと移換手続きの案内を十分に説明するといった実務的な対応によって自動移換の発生防止とその削減を図ることが重要です。

（信託年金営業部 インサイドビジネス室 DC 運営管理グループ 山田 哲）

住所変更と確定給付企業年金規約の関係について

今回のコラムのテーマは、「住所変更と確定給付企業年金規約の関係」に関する、とある信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」との会話です。

- Aさん：規約型DBを実施されているお客さまから、事業主の住所変更があったとのお話を聞きました。
- B課長：そうか、確定給付企業年金規約（以下「規約」）の変更が必要になってくるね。改めて法令を見て、その住所変更がどのような位置付けかを押さえておこう。
- Aさん：はい、DB法第4条で規約に定めなければならない事項の一つとして見当たりますね。そうした規約記載事項が変更となれば当然、規約変更が必要となるわけですね。
- B課長：うむ。その住所変更についてはお客様から具体的にどのようなお話をきいているのかな。
- Aさん：登記上の住所が変更済とのことで、登記簿謄本を提示いただきました。これを見れば変更後の新住所が判りますし、いつ移転との日付も判ります。規約変更に必要な情報としては、この新住所と移転日だけで十分ですかね。
- B課長：まだそうとは言い切れないな。事業主の住所変更とは別に、実施事業所の所在地の変更有無は？
- Aさん：えっ 住所変更のことはお聞きしていますが所在地変更のことまでは…
- B課長：さっきの、DB法第4条で規約に定めなければならない事項のところをもう一度見てごらん。
- Aさん：あ、「所在地」もありますね。しかし、住所と所在地に違いなどあるものなののでしょうか。
- B課長：規約例の留意事項も見てみようか。

【確定給付企業年金規約例（厚生労働省年金局企業年金・個人年金課から地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課あて事務連絡）より 第2条 留意事項 抜粋】

- 事業主の名称及び住所は（中略）事業主が法人である場合には法人登記簿に記載されている名称及び住所を正確に記載すること。
- 実施事業所の名称及び所在地は、厚生年金適用事業所としての名称及び所在地を記載すること。なお、実施事業所の所在地は、当該所在地を管轄する年金事務所を特定できる範囲まで記載すれば足り、それ以下の記載は任意であること。ただし、都道府県名は記載すること。また、複数の事業所を同一名称で適用している場合には、名称に括弧書きで所在地名等を補足し、区分して記載することも可能であること。
- 事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地を記載するに当たっては、別表を用いて差し支えないこと。

- Aさん：なるほど、所在地については厚生年金適用事業所としての所在地を正確に記載とありますね。法人登記簿に記載されている住所とは参照書類が異なるのですね。その厚生年金適用事業所としての所在地については、一体何を参照したらよいのでしょうか。
- B課長：事業所名称や所在地に変更がある際は「適用事業所 名称/所在地変更届」を使って管轄の年金事務所に登録を依頼するものなんだ。厚生年金適用事業所としての変更前後の所在地や変更日が一度に正確に判るので、規約作成用には最適のエビデンスだね。
- Aさん：変更日も確認要なのですか。登記簿謄本でもその届でも、変更日は同一と思っていましたが…
- B課長：原則はそのとおり。通常「適用事業所 名称/所在地変更届」を年金事務所に提出の際は、添付する登記簿謄本中の移転日を所在地変更日として転記するものなんだ。ただ、所在地変更が住所変更よりも後になる（住所変更日≠所在地変更日）ケースもなくはない。
- Aさん：では、その年金事務所に提出済のはずの届も併せて入手しておくのが堅いのですね。今までは住所変更と聞いて登記簿謄本の入手のみにとらわれていましたが、規約対応の観点では厚生年金適用事業所としての所在地変更有無も気にしての手配要ということで、勉強になります。
- B課長：一度でそれができれば言うことないね。さて、その手配後の規約変更手続きについても見ておこうか。申請か届出かはわかるかな。

A さ ん：はい、DB法第6条では規約変更は原則承認要も「軽微な変更」は除くと。その「軽微な変更」についてはどうすればいいか…DB法第7条により届出要と。では「軽微な変更」とは…施行規則第7条での列挙に、住所変更や所在地変更がありますね。

つまり住所変更や所在地変更は「軽微な変更」すなわち「届出」という流れですね！

【DB法令抜粋】

▼DB法

第4条 規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（中略）の名称及び住所

二 実施事業所の名称及び所在地（以下略）

第6条 事業主は（中略）規約の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。（以下略）

第7条 事業主は（中略）規約の変更であって前条第一項の厚生労働省令で定める軽微なものをしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。（以下略）

▼DB法施行規則

第7条 法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 法第4条第1号に掲げる事項

二 法第4条第2号に掲げる事項（以下略）

B 課 長：そのとおり。その感じであれば、規約変更に係る実施事業所の同意取得要否についても同じように理解できそうだね。

A さ ん：はい、DB法第6条第2項で規約変更は原則同意取得要とありますが、DB法第7条第2項で「特に軽微な変更」には準用しない…つまり同意取得不要と。その「特に軽微な変更」を定めた施行規則第7条第2項に、これまた住所変更や所在地変更が見当たるので同意不要…ですね。

B 課 長：そうだね。届出でOKかつ同意取得不要というわけだ。その届出にしても、住所所在地変更の事実認識からの手続き完了後になるため、遡及適用になりがちだね。

A さ ん：たしかに、住所や所在地の変更は企業年金ノート2022年11月号のコラムでも「申請／届出は、原則、遡及適用はできない」の例外として＜遡及適用が認められている場合＞に挙がっていましたね。規約変更時の附則でも「この規約は、届出の日から施行し、〇年〇月〇日（＝移転日）から適用する」という文言になるわけですね。これですと、変更日後いつでも届出しておけばOK？との思いもよぎりますが…

B 課 長：いや、いつでも可能ということではなく「目安として3ヶ月以内」とあったよね。遡及やむなしであろうと、可及的速やかな対応が望ましい。その点、今回のAさんの報告はグッドだよ。規約変更対応について早めの初動が可能になるのだね。今後もそのようなスタンスで頼むよ。

A さ ん：承知いたしました！

（信託年金営業部 インサイドビジネス室 申請契約グループ 高田 貴基）

メールマガジンをご希望のお客さま

りそな年金研究所では、企業年金ノートやりそな年金トピックスなどの各種年金制度に関する情報発信を、メールマガジン形式(無料)でご案内しております。受信をご希望されるお客さまは、企業年金ネットワーク（こちら→ <https://resona-nenkin.my.salesforce-sites.com>）の「お知らせ」「メールマガジンをご希望のお客さま」に添付の登録依頼書に必要事項をご記入・ファイル添付のうえ、タイトルを「メールマガジン登録希望」として、以下のメールアドレスに送信してください。
ご登録についての詳細につきましては、りそな年金研究所までお問い合わせください。

TEL: 06-6268-1750 送信先 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

企業年金ノート 2024(令和6)年3月号 No.671

編集・発行: 株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.my.salesforce-sites.com>

